

# 吉野川市補助金等交付基準

## 第1 基準策定の目的

地方公共団体は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2により、公益上の必要がある場合においてのみ補助することができることとされている。

市単独補助金等のうち、団体等に対する補助金等について、妥当性、公平性、適格性、必要性、有効性及び透明性を確保し、より適正な補助金等の交付及び執行を図るため、交付に関する統一基準を定める。

## 第2 定義

この基準における用語を次のとおり定める。

### (1) 補助金等

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記歳出予算に係る区分（第15条関係）において、18節負担金補助及び交付金に分類されるもののうち、市単独の補助金及び交付金として交付されるものをいう。

### (2) 補助事業

市が団体等へ補助金等を交付する事業をいう。

### (3) 団体等

法人又は複数の構成員により組織される団体をいう。

## 第3 補助金等交付基準

### 1 公益上の必要性に関する判断基準

次の全ての要件を満たすものを公益上必要な補助事業とし、補助金等の交付ができるものとする。

#### (1) 妥当性

ア 市民の福祉の増進に寄与するもの

イ 各分野における基本計画等において施策として位置づけられ、市が積極的に支援するものと認められるもの

#### (2) 公平性

ア 補助金等を受ける者とそうでない者の間に著しい不公平が生じないもので、市民の理解を得られるもの

#### (3) 適格性

ア 補助金等の支出根拠が法令、条例、要綱等に基づくもの

イ 日本国憲法第89条に抵触しないもの

ウ 市が直接実施するものでなく、団体等が主体となつてすべき事業であるもの

#### (4) 必要性

ア 真に補助すべき事業・活動であるもの

イ 社会・経済情勢や市民ニーズに合致するもの

- (5) 有効性
  - ア 費用対効果が認められるもの
  - イ 事業の目標値を定めて、有効な成果が得られるもの
- (6) 透明性
  - ア 市民に対し説明責任を果たすことができるもの

## 2 補助金等の分類

補助金等を次のとおり分類する。

- (1) 制度的補助
  - ア 国、県等の制度に基づいて補助するもの
  - イ 市が他の地方自治体との協議により補助するもの
- (2) 団体運営補助
  - ア 団体育成補助
    - 団体等の自立に向けた環境整備を目的に一定期間に限り補助するもの
  - イ 活動支援補助
    - 団体等の存続が市にとって不可欠であり、代替すべき団体等がない場合に限り、その運営費を補助するもの
- (3) 事業費補助
  - ア 施策補助
    - 市の施策推進のために必要な事業に対して補助するもの
  - イ 公益事業補助
    - 団体等が行う公益性の高い事業に対して補助するもの
  - ウ イベント等補助
    - イベント等に対して補助するもの
  - エ 利子補給金
    - 借入金に係る利子に対して補助するもの

## 3 補助金等の対象経費及び団体等の基準

- (1) 補助金等の対象経費
  - 補助対象経費は、団体等の活動事業費のみとし、次に掲げる経費は、原則として補助対象外経費とする。
    - ア 会議・事務費や施設管理費等の本来団体等が自己財源で賄う経費
    - イ 慰労的な研修の経費
    - ウ 交際費、慶弔費、親睦会における食糧費（お茶代を除く。）等、補助事業と直接関係しない団体運営に係る経費
    - エ その他社会一般通念上、公費で賄うことがふさわしくないもの
- (2) 補助対象団体等
  - 次に掲げる要件を満たす団体等を補助対象団体等とする。
    - ア 市の施策を代替し、又は補完して公益的な活動を行うこと。
    - イ 会計処理が適切かつ適正であること。
- (3) 補助事業における予算・支出科目の統一的取り扱い
  - 補助金等の交付対象団体等が市に提出する会計予算書及び決算書におけ

る予算及び支出科目は、市の節及び細節に準じて取扱うものとする。

#### 4 補助率の基準

##### (1) 団体運営補助

団体運営補助については、過去の実績を踏まえて、社会経済情勢や当該年度の活動内容等を総合的に判断し、交付率及び限度額は特に定めないものとする。ただし、当該団体等の前年度決算における繰越金の額が補助金額を上回る場合は、特別の理由があると認められる場合を除き、その上回る額を補助金額から差し引くものとする。

##### (2) 事業費補助

- ア 本来市が自ら実施すべき事業又は特に公益性が高いと認められる事業  
補助対象経費の全額
- イ 市及び団体等が協働で実施すべき事業  
補助対象経費の2分の1以内

#### 5 補助根拠の明確化

補助事業の実施に当たっては、必ず当該補助事業の補助金等交付要綱又は要領を定め、補助の目的、対象、終期及び補助率（又は補助金額）について明確に規定するものとする。

#### 6 補助事業の終期の設定

原則として補助事業の終期は、事業開始から通算3年以内とする。ただし、第4に規定する評価及び見直しを経た場合は、更新することができる。

#### 7 透明性の確保

##### (1) 補助金等交付団体等への審査の徹底

交付対象者としての適格性に関する審査を行うほか、公表を前提とした書類の整備や適格かつ厳正な会計処理を交付対象者に求めるものとする。

##### (2) 交付実績（交付状況等）の公表

前年度の実績等（団体等の名称、補助概要、補助金額等）について、別記様式により市ホームページで公表する。

#### 8 その他

##### (1) 補助金等により団体等が取得した備品・財産の処分の制限

吉野川市補助金交付規則（平成16年規則第45号）第18条の規定の実効性を確保するため、補助事業所管課は、備品・財産の管理について把握し、適切に指導するものとする。

##### (2) 補助金等の再交付の原則禁止

団体等が補助金等を下部団体等へ再交付することを原則禁止する。ただし、下部団体等における予算支出状況や用途等が明確に把握できることが担保される場合は、この限りでない。

## 第4 補助事業の評価及び見直し

### 1 PDCAサイクルの推進

補助事業の実施に当たっては、事業立案（p l a n）、実施（D o）、点検・評

価(C h e c k)、改善(A c t i o n)のP D C Aサイクルを推進する。

## 2 事前評価の実施

新規の補助事業を立案した場合は、事前評価（事務事業評価（新規事業））を経て、実施の可否を判断するものとする。

既存補助事業の内容を拡大する場合や終期を迎え更新する場合においても同様とする。

## 3 補助事業の見直し・改善

補助事業は毎年、事後・事中評価（事務事業評価（継続事業））を経て、内容の見直し・改善を図るものとする。

## 4 予算科目の整理

予算科目の見直しを行い、補助金等として取り扱うことが不適当なものは、委託料等への変更を行うものとする。

## 第5 適用除外

この基準を適用しない補助金等は、次のとおりとする。

- 1 制度的補助で、市の裁量の余地がないもの。ただし、市の負担により上乘せして補助するものについては、この基準を適用するものとする。
- 2 単年度において臨時又は緊急を要する措置で、継続性がないもの。
- 3 その他市長が特に必要と認めるもの。

### 附 則

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に既に開始している補助事業については、1年間の猶予期間を設ける。

### 附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。